

カードローン「とんとん」契約（当座貸越契約）規定

借主は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」といいます。）の保証に基づき、株式会社東和銀行（以下「銀行」といいます。）とのカードローン契約（以下「本契約」といいます。）を次の各条項について契約します。

借主は、本規定の各条項を承認するとともに、保証会社の保証による本契約に基づいて、当座貸越取引（以下「本取引」といいます。）および本取引に付随する別段預金取引を行う場合には、本規定の各条項を遵守するものとします。

第1条（契約の成立）

1. 本契約は、申込者からの申込みを銀行が審査のうえ承諾した時に成立するものとします。
2. 本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

第2条（本取引）

1. 本取引は本契約に基づき銀行に開設される「カードローン専用口座」（以下「ローン専用口座」といいます。）を使用する当座貸越取引とし、借主は、本取引を重複して利用することはできないものとします。ただし、銀行が認めた場合についてはこの限りではありません。
2. 借主は、第5条に定める契約極度額を上限とした第6条に定める利用限度額を超えない範囲で、第4条に定める契約期限内において、繰り返し追加して借入できるものとします。ただし、第9条第6項または第14条に基づいて新規借入が停止され、または、第15条に基づいて本契約が終了した場合は、この限りではありません。
3. 借主は、以下のいずれかの方法により本取引を行うことができるものとします。
 - (1) 本取引を行うために銀行が借主に発行した「キャッシュカード（ローン専用）」（以下「ローン専用カード」といいます。）を第3条に従って利用する方法
 - (2) その他銀行所定の方法
4. 借主が本契約に基づいて銀行に対して負担する一切の債務を「本債務」といい、本契約に基づく未払利息、延滞損害金、および、当座貸越元金の合計額を「借入残高」といいます。

第3条（カードによる取引の方法）

1. 本契約の申込時に本取引に利用するカードは、ローン専用カードとします。
2. 本取引で利用できる自動入金機等は、銀行または銀行の提携先の自動入金機等のうち、銀行所定の自動入金機等（以下「利用可能ATM等」といいます。）とします。銀行は、いつでも通知なしに利用可能ATM等の範囲を変更できるものとします。
3. 借主が利用可能ATM等を利用して本取引を行う場合、借主は当該利用可能ATM等の取引画面上に出力される指示に基づき操作するものとします。
4. 借主が利用可能ATM等を利用して本取引を行う場合、借主は銀行および提携先所定の手数料を支払うものとします。この手数料は、ローン専用口座から銀行および提携先に支払われ、本債務に組入れられるものとします。
5. 当座貸越元金と前項の手数料の合計額が第6条に定める利用限度額を超える場合、借主は借入を行うことはできません。
6. ローン専用カードの発行手数料（再発行手数料を含みます。）は、銀行所定の手数料とします。
7. ローン専用カードによるデビットカード取引は、取扱いしないものとします。

第4条（契約期限）

1. 本契約の期限（以下「契約期限」といいます。）は、契約成立日からその1年後の応当日の属する月の月末とします。
2. 契約期限の前にいずれの当事者からも書面により契約期限を延長しない旨の申出がない場合、契約期限はさらに1年延長されるものとし、その後も同様とします。
3. 契約期限の前に当事者の一方から書面により契約期限を延長しない旨の申出がなされた場合、本契約は契約期限に終了するものとし、この場合の取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 借主は、本契約の定めによらず、契約期限までに本債務全額を返済するものとします。
 - (2) 借主は契約期限の翌日以降、新たに本契約に基づく借入を受けることはできないものとします。
 - (3) 契約期限までに本債務全額の返済が無い場合には、銀行は保証会社より代位弁済を受けるものとします。

第5条（契約極度額）

1. 本契約の当初契約極度額は、本契約記載の契約極度額のとおりとします。
2. 銀行は、前項にかかわらず、本契約の契約極度額を当初契約極度額（借主が銀行所定の手続により契約極度額を変更した場合は、変更後の契約極度額をいいます。以下本条において同じ。）を超えて増額することができるものとします。かかる増額において、借主は、銀行所定の手続きをとるものとします。

第6条（利用限度額）

1. 銀行は、次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、借主に通知することなく本取引において当座貸越に利用できる元金の上限金額（以下「利用限度額」といいます。）を減額（利用限度額を0にすることを含みます。）することができるものとします。また、利用限度額が減額された場合、借主は、当座貸越元金が減額後の利用限度額未満になるまで追加の借入はできません。
 - (1) 借主が本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - (2) 借主の信用状況に関する審査等により、銀行または保証会社が利用限度額の減額が必要と認めたとき。
2. 前項により利用限度額が減額となった場合であっても、銀行は、借主の信用状況に関する審査等により、銀行および保証会社が相当と認めた場合、借主に通知することなく当初契約限度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。
3. 銀行は、借主が満70歳を迎えた直後、利用限度額を0とし、借主は当該日以降新たな借入を行うことはできないものとします。

第7条（貸越利率）

1. 当初の貸越利率は、本契約記載のとおりとします。銀行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより貸越利率を相当の範囲で変更することができるものとします。
2. 本契約による当座貸越元金に対する利息は付利単位を100円とし、銀行所定の利率・計算方法により算出するものとします。

第8条（遅延損害金）

1. 当初の遅延損害金の割合は、本契約記載のとおりとします。銀行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより遅延損害金の割合を相当の範囲で変更することができるものとします。
2. 本契約による当座貸越元金に対する遅延損害金は付利単位を100円とし、延滞が発生した時点の当座貸越元金額に対して、銀行所定の利率・計算方法により算出するものとします。

第9条（約定返済額）

1. 借主は、毎月の「約定返済期日」までに「約定返済金額」以上の金額を「約定返済方法」に従って返済するものとします。
2. 「約定返済期日」は、本契約により借入残高が発生した日の属する月の翌月末日（当日が銀行休業日の場合も当日とします。）を約定返済期日とします。以降、借入残高がある月の末日を約定返済期日とします。
3. 「約定返済金額」は、返済時点における当座貸越元金額に応じ、以下のとおりとします。

ご返済時の当座貸越元金額	約定返済金額
1万円以下	残高+利息
1万円超 50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	15,000円
100万円超 150万円以下	20,000円
150万円超 200万円以下	25,000円
200万円超 300万円以下	30,000円
300万円超 400万円以下	35,000円
400万円超 500万円以下	40,000円

上表にかかわらず、約定返済時における未払利息および遅延損害金の合計金額が上表に定める約定返済金額を超える場合は、未払利息および遅延損害金の合計額を約定返済金額とします。また、上表で定める約定返済金額が、借入残高と約定返済を行った日までの未払利息および遅延損害金の合計を上回る場合、借入残高と約定返済を行った

日までの未払利息および遅延損害金の合計を約定返済金額とします。

4. 「約定返済方法」は以下のいずれかの方法とします。

(1) 約定返済期日（約定返済期日当日を含みます。以下本項において同じ。）までに約定返済金額以上の金銭をローン専用口座へ直接入金する方法

(2) その他銀行所定の方法

5. 借主は、前項に規定する約定返済方法に加え、金銭をローン専用口座に直接入金する方法により、返済を行うことができるものとします。ただしこの場合、返済金の充当順位は①遅延損害金②返済日前日までの未払利息③当座貸越元金とします。

6. 借主が毎月の約定返済期日までに約定返済金額以上の金額を約定返済方法に従って返済しない場合には、銀行は新規貸付を停止し、借主はただちに本債務全額を返済するものとします。ただし、借主が翌月の約定返済期日までに約定返済金額をすべて返済した場合には、銀行は新規貸付を再開し借主は翌月以降その月の約定返済金額を支払えば足りるものとします。

第10条（返済金の充当順位）

返済金の充当順位は、①遅延損害金、②未払利息、③当座貸越元金とします。

第11条（借入残高を上回る金額を返済した場合等）

- 借主が返済を行った日の前日までの未払利息、遅延損害金および当座貸越元本の合計額を上回る返済をした場合、銀行は、ローン専用口座にて開設される別段預金（以下「本別段預金」といいます。）に入金するものとします。
- 本別段預金は、返済時における借入残高を上回る返済がなされたときの借入残高と返済金との差額の受領口座としてのみ利用可能であり、他の目的で利用することはできないものとします。
- 本別段預金の残高がある場合において、借主が本契約に基づく借入を行った場合、銀行は本別段預金の払戻請求があったものとして取り扱うものとします。その払戻請求額が本別段預金の残高を上回っている場合、銀行は、本別段預金の払戻を行うと同時に払戻請求額と本別段預金の残高の差額について当座貸越を行います。
- 本別段預金の残高がある場合、借主は本別段預金に追加で入金することはできないものとします。
- 本別段預金は、本契約が解約されると自動的に解約されるものとします。また、本別段預金のみを解約することはできません。ただし、銀行が認める場合は除きます。
- 本別段預金は無利息、無通帳とします。

第12条（期限前の利益喪失事由）

- 借主（連帯債務の場合は、借主のいずれか一人。以下本条において同じ。）について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の通知催告がなくても、借主は本債務全額について当然に期限の利益を失い、第9条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - 借主について支払の停止または破産、競売、民事再生手続開始もしくは特定調停の申立があったとき。
- 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、借主は本債務全額について期限の利益を失い、第9条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6か月以内に生じた場合に限り）。
 - 借主または保証人の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - 本取引に関し銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 前2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達

したものとみなし、期限の利益が失われたものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行において借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行から借主に対する請求によって、借主は本契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。なお、この場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとします。
4. 第3項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしないものとします。また銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負うものとします。

第14条（新規借入の禁止）

1. 第12条第2項各号が生じたときまたは前条第3項に該当する場合は、銀行は契約期間中であっても通知、催告等なしに新規借入を停止することができるものとします。
2. 前項により新規借入が停止された場合であっても、借主は本債務を第9条に定める返済方法により返済するものとします。

第15条（本契約の終了）

以下に定める事由が発生した場合、本契約は当然に終了するものとします。
ただし、銀行が認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 契約期間が満了したとき。
- (2) 借主が本債務全額について期限の利益を喪失したとき。
- (3) 借主が本債務を完済した日より10年以上新たな借入をしなかったとき。
- (4) 当座貸越元金および第6条で定める利用限度額が0である場合。

第16条（銀行による相殺）

1. 銀行は、本債務のうち約定返済期日が到来したもの、または第12条若しくは第13条第3項の定めに従って返済しなければならない本債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の如何にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺をする場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり預金等の払戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。
3. 前2項により銀行が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとし、預金等の利率については、銀行の定めによるものとします。

第17条（借主による相殺）

1. 借主は本債務と弁済期にある借主の預金その他銀行に対する債権とを、本債務の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。
2. 前項により借主が相殺する場合、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに銀行に提出するものとします。
3. 本条第1項によって相殺する場合は、債権債務の利息および遅延損害金の計算期間は、相殺実行の日までとし、預金の利率については銀行の定めによるものとします。

第18条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行が第16条により相殺する場合に、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は適当と認める順序方法により充当し、借主はその充当に対して異議を述べることができないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は銀行に対する通知をもって充当の方法を指定することができるものとします。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。
3. 借主による前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無等を考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
4. 本条第2項のなお書きまたは本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものととして、銀行は充当の順序方法を指定することができるものとします。

第19条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来本契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含みます。）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項により銀行から他の金融機関等に対して債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になるものとします。
借主は銀行に対して、従来どおり本規定に定める方法によって返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。
3. 借主は、第1項の規定により銀行から他の金融機関等に対する債権譲渡が行われた場合、譲渡に関する対抗要件の具備までに銀行に対して有していた抗弁事項を、譲受人に対して主張しません。

第20条（管理回収の業務委託）

銀行は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、本契約に基づく債務の管理・回収業務を委託できるものとします。

第21条（譲渡、質入の禁止）

本契約にかかる一切の権利およびローン専用カードは、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することまたは貸与することができません。

第22条（届出事項の変更等）

1. 借主および保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、ただちに銀行に書面または銀行所定の方法で届け出るものとします。この届出前に生じた損害については銀行は責任を負わないものとします。
2. 前項の届出を怠る等借主または保証人の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類等が遅延または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。
3. ローン専用カードを失った場合には、借主はただちに書面または銀行所定の方法で届け出るものとします。この届出を受けたときは、銀行はただちに当該貸越停止の措置を講じるものとします。この届出の前に電話等による通知があった場合にも同様とします。この電話等による通知または届出の前に生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

第23条（成年後見人等の届出）

1. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主を本人とする任意後見に関して任意後見監督人が選任されたときは、ただちに任意後見人および任意後見監督人に関する氏名その他の必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
3. 借主またはその代理人は、すでに借主が補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、借主を本人とする任意後見に関して任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に銀行に届け出るものとします。
4. 本条第1項から3項までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に届け出るものとします。
5. 本条第1項から4項までの届出前に生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。

第24条（住民票等の取得同意）

債権保全等の理由で銀行が必要と認めた場合、借主は銀行が借主の住民票の写し等を取得することに同意します。

第25条（危険負担・免責条項等）

1. 借主が銀行に差入れた証書等が、事変、災害等やむをえない事情によって紛失、消失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済することとします。なお、借主は銀行から請求があればただちに代替りの証書等を差入れるものとします。
2. 銀行に提出した書類の印影（または暗証番号）を届出印鑑（または暗証番号）に、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印章等に偽造、変造、盗用があってもそのために生じた損害については借主の負担とします。
3. 本契約に基づく諸取引に関して権利の行使もしくは保全に要した費用（消費税等を含みます。）は借主が負担するものとします。

第26条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約および本契約にもとづく借主と銀行との間の諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 本取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第27条（本契約等の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第28条（その他特約事項）

借主は銀行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他銀行の責めによらない事由により取引ができない事があることを承認します。

第29条（報告および調査）

1. 借主または保証人は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主または保証人は、借主または保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に対して直ちに報告するものとします。

第30条（提出書類等）

本取引に関連して銀行に提出した申込書その他一切の書類等は、本契約が借主との間で成立しなかった場合または本契約が終了した場合であっても返還されず、銀行がこれらを破棄しても借主はなんら異議を述べないものとします。

第31条（連帯保証）

1. 保証人は、借主が本契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、本契約に従うものとします。

2. 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるときはその都合によって担保または他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。
4. 保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、本契約による残債務または保証人が保証している銀行との他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
5. 保証人が借主と銀行との取引についてほかの保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

第 32 条（主たる債務の履行状況に関する情報提供義務）

借主は、保証人（借主の委託を受けない保証人を含む）から銀行に対して請求があったときは、銀行が保証人に対して、主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち期限が到来しているものの額に関する情報を提供することに同意します。

第 33 条（履行の請求の効力）

1. 銀行が保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
2. 第 1 項の規定にかかわらず、借主が連帯債務者である場合には、銀行が借主または保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、他の借主および保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第 34 条（連帯債務に関する特約）

連帯債務の場合は、前条までの規定のほか、次によるものとします。

- (1) 銀行から借主に対する通知等は、借主のうち一人に対してなされれば足り、全員に対してする必要はないものとします。
- (2) 各借主は、他の借主の銀行に対する預金その他の債権をもって、相殺はしないものとします。
- (3) 各借主は、他の借主が提供した担保を、銀行がその都合により変更、解除しても免責を主張しないものとします。
- (4) 借主のいずれか一人が、この債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、他の借主と銀行との取引継続中は、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。